■□前橋市内で **転　居** された方へ□■ 《令和8年9月現在》

以下の手続きの際には、窓口で本人確認をさせていただきます。

※ 来庁される場合は、必ず**本人確認書類**（運転免許証、パスポート、在留カード、マイナンバーカード等の顔写真つきのもの。健康保険証など顔写真つきでないものについては、複数点での確認となります。例：健康保険の資格確認書と年金手帳など）をご持参ください。

【4支所】…大胡・宮城・粕川・富士見 【5支所】…4支所＋城南 【５SC(ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ)】…上川淵・桂萱・東・元総社・南橘

マイナンバーカード・在留カード・年金

手続きの内容	受付窓口
□ マイナンバーカードをお持ちの方 カードの表面に新しい住所を記載し、データの更新をします。 **《必要なもの》**　マイナンバーカード ※手続きの際に、暗証番号の入力が必要です。	**1階4番 市民課** 《直通》027-898-6101 【5支所】【5SC】
□ 署名用電子証明書（e-Tax等の電子申請に使用するもの）をご利用の方 住所変更により失効しますので、必要な方は新規発行の手続きをしてください。なお、手続きの際に暗証番号の入力が必要です。 **《必要なもの》**マイナンバーカード ※マイナンバーカードに発行されている利用者証明用電子証明書（コンビニ交付等で使用するもの）は住所変更があっても失効しません。 ※代理人の場合即日での手続きは出来ません。事前にお問い合わせください。	**1階4番 市民課** 《直通》027-898-6101 【4支所】 ※城南支所、5SCはご本人のみ手続き可能です。
□ マイナンバーカードの交付申請をされる方 新しい申請書を交付しますので、必要な方は窓口でお申し出ください。 ※住所変更前に所持していた申請書はご利用いただけませんのでご注意ください。	**1階4番 市民課** 《直通》027-898-6101 【4支所】
□ 在留カード・特別永住者証明書（みなし証明書）をお持ちの方 カードの裏面に新住所等を記載します。 新住所地に転居した日から14日以内に、カードを持参して手続きをしてください。	**1階5番 市民課** 《直通》027-898-6106 【5支所】【5SC】
□ 各種年金を受給している方 以下の①または②の方法で住所変更の手続きが必要か確認してください。 ①市民課の窓口で確認する ②基礎年金番号がわかるものを用意し年金事務所に電話で確認する	**1階9番 市民課** 《直通》027-898-6254 【4支所】 **前橋年金事務所(お客様相談室)** 《直通》027-231-1709

介護保険

□ 介護保険の被保険者 **（65歳以上の方、40～64歳で被保険者証の交付を受けている方）** **□ 介護保険の各種減額認定証等の交付を受けている方** 新住所への書き換えをしてください。 『介護保険負担割合証』をお持ちの方も書き換えが必要です。 **《必要なもの》**　該当する被保険者証等 ＊各種減額認定証…介護保険負担限度額認定証、訪問介護利用者負担額減額認定証、社会福祉法人等利用者負担軽減確認証	**2階37番 介護保険課** 《直通》027-898-6157 027-898-6158 027-898-6159 【5支所】【5SC】

手続きの内容	受付窓口

【4支所】…大胡・宮城・粕川・富士見 【5支所】…4支所＋城南 【５SC(ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ)】…上川淵・桂萱・東・元総社・南橘

国民健康保険

□ 国民健康保険の加入者 お手続きの必要はありません。新住所へ資格確認書を郵送交付します。 資格情報のお知らせをお持ちの方は、転居後も引き続きマイナ保険証で受診してください。 氏名や記号番号等に変更があった場合のみ、新しい資格情報のお知らせを郵送交付します。	**2階21番 国民健康保険課** 027-898-6250（音声ガイダンス導入中）
□ 国民健康保険限度額適用（・標準負担額減額）認定証をお持ちの方 お手続きの必要はありません。新住所へ国民健康保険限度額適用（・標準負担額減額）認定証を郵送交付します。 **□ 国民健康保険特定疾病療養受療証をお持ちの方** お手続きの必要はありません。現在お持ちの受療証の内容に変更がある場合は、新住所へ受療証を郵送交付します。	**2階22番 国民健康保険課** 《直通》027-898-6249（音声ガイダンス導入中） 【4支所】

後期高齢者医療

□ 後期高齢者医療の加入者(75歳以上の方又は65～74歳で一定の障害がある方)で資格確認書をお持ちの方 **□ 後期高齢者医療特定疾病療養受療証をお持ちの方** お手続きの必要はありません。新住所へ資格確認書等を郵送交付します。 資格情報のお知らせをお持ちの方は、転居後も引き続きマイナ保険証で受診してください。 氏名や負担割合等に変更があった場合のみ新しい資格情報のお知らせ等を郵送交付します。	**2階23番 国民健康保険課** 《直通》027-898-6253（音声ガイダンス導入中） 【5支所】【5SC】

福祉医療

□ 福祉医療（子ども、ひとり親家庭、重度心身障害者等）を受給している方 新住所への書き換えをしてください。 **《必要なもの》** ①福祉医療費受給資格者証 ②マイナ保険証又は資格確認書等 **福祉医療費受給資格者証の書き換えは、電子申請ができます。** 電子申請用URL https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/kenko/kokuminkenkohoken/gyomu/2/1/31708.ht ml	**2階24番 国民健康保険課** 《直通》027-257-0680 【5支所】【5SC】 ※ひとり親家庭は、【城南支所】、【5SC】では手続きできません。

こども

□ 市立の小学校及び中学校の児童生徒で学校区が変わる方 転居手続き後、入学通知書を発行いたします。 ※現在通学している学校に継続して通学を希望される場合は、ご相談ください。（継続して通学するには要件がございます） ※現在通学している学校の学校区内の転居の場合、手続きの必要はありません。 （学校区の確認が必要な場合は、学務管理課までご確認ください）	**10階 学務管理課** 《直通》027-898-5812
□ 保育所（園）・認定こども園等に通っている方 世帯構成や戸籍の記載内容に変更がある場合、住所等変更届を通園施設又はこども施設課へ提出してください。	**保健センター2階 こども施設課** 《直通》027-220-5705
□ 児童手当を受けている方 住所変更届を提出してください。（ご家族全員で同一住所へ転居された場合は、お手続き不要です）	**2階25番 児童手当窓口** **保健センター2階 こども支援課** 《直通》027-220-5701 【5支所】【5SC】

手続きの内容	受付窓口

【4支所】…大胡・宮城・粕川・富士見 【5支所】…4支所＋城南 【５SC(ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ)】…上川淵・桂萱・東・元総社・南橘

□ 児童扶養手当を受けている方 住所変更届を提出してください（児童扶養手当証書、借家契約書等の居住の状況の分かる書類をお持ちください）。 ・婚姻または事実婚により、転居する場合は資格喪失届を提出してください。 ※２階25番窓口では受付できません。なお、お手続きは14日以内にお願いいたします。	**保健センター2階 こども支援課** 《直通》027-220-5701 【4支所】

障害福祉サービス、特定医療費受給等

□ 身体障害者手帳をお持ちの方 住所変更届等を提出してください。 **《必要なもの》** 身体障害者手帳	**保健所1階 障害福祉課** 《直通》027-220-5711 【5支所】【5SC】
□ 療育手帳をお持ちの方 住所変更届等を提出してください。 **《必要なもの》** ①療育手帳	**保健所1階 障害福祉課** 《直通》027-220-5711 027-220-5712 【4支所】
□ 障害にかかる手当等を受けている方 住所変更届等を提出してください。 **《必要なもの》** ①特別児童扶養手当証書（特別児童扶養手当受給者のみ） ＊障害に係る手当…特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当等	
□ 自立支援医療（育成医療・更生医療）の給付を受けている方 住所変更届等を提出してください。 **《必要なもの》** ①自立支援医療受給者証	**保健所1階 障害福祉課** 《直通》027-220-5711 027-220-5712
□ 障害福祉サービス・障害児通所支援サービスを利用されている方 住所変更届等を提出してください。 **《必要なもの》** ①受給者証 ②マイナンバーを確認するための書類	
□ 心身障害者扶養共済制度に加入している方 住所変更届等を提出してください。 **《必要なもの》** 加入証書又は年金証書	**保健所1階 障害福祉課** 《直通》027-220-5714
□ 特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方 受給者証を持参して、変更届（窓口にあります）を提出してください。 **《必要なもの》** 世帯構成や加入医療保険によって異なりますので、難病支援係までお問い合わせください。	**保健所1階 保健予防課** 《直通》027-220-5785
□ 小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方 受給者証を持参して、変更届（窓口にあります）を提出してください。 **《必要なもの》** 世帯構成や加入医療保険によって異なりますので、難病支援係までお問い合わせください。	
□ 精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院）、障害福祉サービス（精神）を受けている方 住所変更届等を提出してください。 **《必要なもの》** こころの健康係までお問い合わせください。	**保健所1階 保健予防課** 《直通》027-220-5787

手続きの内容	受付窓口

【4支所】…大胡・宮城・粕川・富士見 【5支所】…4支所＋城南 【５SC(ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ)】…上川淵・桂萱・東・元総社・南橋

水道・ごみ・市営墓地ほか

□ 水道を使用している人

水道の使用中止（解約）・開始の手続きをしてください。
連絡内容は、使用中止(開始)日・お客様番号（水道番号）・住所・氏名・電話番号・支払方法・口座振替利用の方は振替継続の有無等です。
インターネットからお手続きできます（24時間）。
右記二次元コードまたは
《URL》https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/suidokyoku/keieikikaku/gyomu/1/2/4386.html

水道局1階　お客様センター
市役所2階36番　水道局窓口
《直通》027-898-3300

□ ごみ収集カレンダーの配布

該当する地区の、ごみ収集カレンダーを配布します。
ごみ分別アプリ「さんあ～る」でも確認できます。
二次元コードからダウンロードできます。
＜iOS版＞　＜Android版＞

2階26番 ごみ政策課
《直通》027-898-6272

□ 予防接種予診票をお持ちの方

既に予診票が発行されている場合は、新たに発行手続きは不要です。
予診票に記載の住所地を二重線で消し、新住所地(前橋市内に限る。)に修正してお使いいただけます。

保健所２階　保健予防課
予防接種係
《直通》027-212-3707

□ 市営住宅に入居中の方

手続きが必要となりますので、詳しくは住宅供給公社へお問い合わせください。

8階 群馬県住宅供給公社　前橋支所
《直通》027-898-6986

□ 市営墓地を使用している方

住所変更届及び使用許可書再交付申請書（窓口にあります）を提出してください。なお、郵送でのお手続きも可能です。

8階 公園緑地課
《直通》027-898-6845

□　その他

ガス、電気、電話、ＮＨＫ、銀行、車の車検証等の変更が必要になりますので、ご注意ください。詳しくは各自お問い合わせください。

※ この表は、転居に伴う手続きのすべてを網羅している訳ではありませんので、ご了承ください。

☎各支所・市民サービスセンターの連絡先（代表）☎

前橋市役所　…　027-224-1111

【支所】

大胡　… 027-283-1111　**宮城**　… 027-283-2131　**粕川**　… 027-285-4111

富士見　… 027-288-2211　**城南**　… 027-268-2111

【市民サービスセンター】

上川淵　… 027-265-0455　**桂萱**　… 027-261-0111　**東**　… 027-251-2598

元総社　… 027-251-2243　**南橋**　… 027-231-2376

前橋市地図情報システム

「さーちずまえばし」をご利用ください

「さーちずまえばし」は、市の施設のほか、学校区や避難所など生活に密着した情報から、
都市計画用途地域、道路台帳平面図など、事業者の方が必要な情報まで、市の様々な地図情報を
インターネット上で閲覧できるシステムです。

「さーちずまえばし」は下記URLからご利用いただけます
http://searchizu-maebashi.geocloud.jp/webgis/?p=1
※スマートフォンをご利用の方は右記二次元コードからもご利用いただけます

«掲載情報の一例»

子育て

『保育所（園）・幼稚園認可外保育施設等』『小学校・小学校区』『中学校・中学校区』等

福祉

『介護保険施設』『養護・軽費老人ホーム』等

安全・安心

『防災マップ』『交通事故発生地点』『防災協力事業所』

観光・文化

『観光スポット』『Ｔ－１グランプリ入賞店』『上毛かるたマップ』等

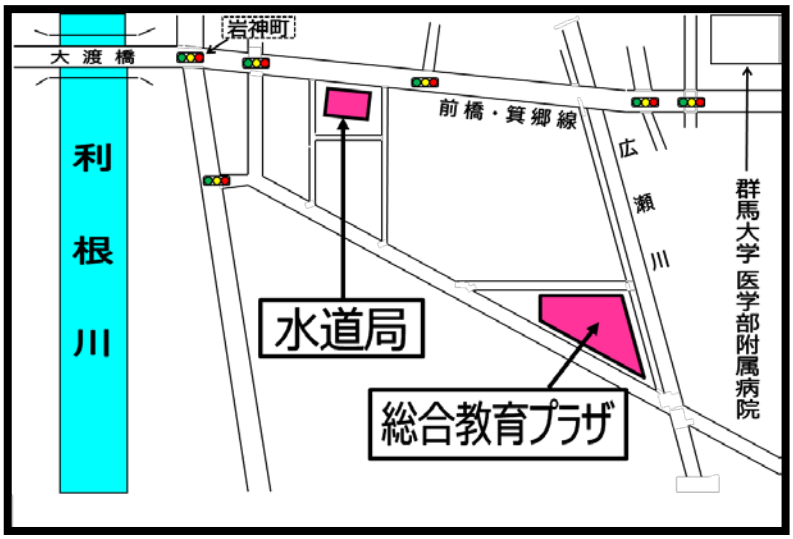
都市計画　道路

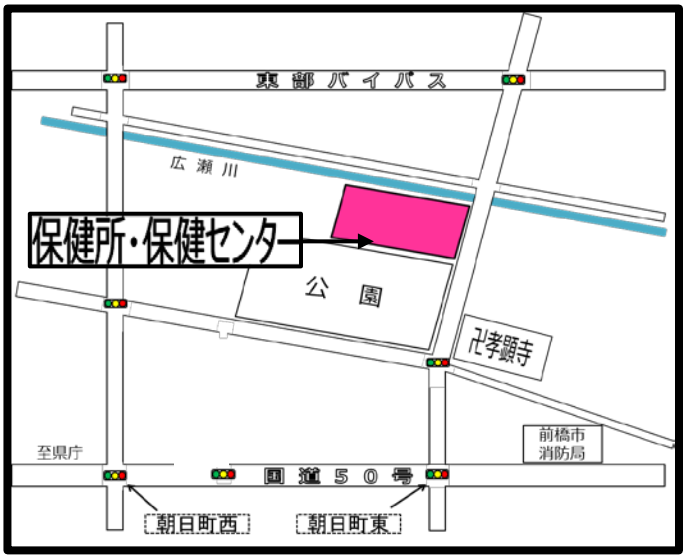
『都市計画区域』『用途地域等』『防火地域・準防火地域』『道路台帳平面図』等

上記はあくまで一例です。これ以外にも、様々なお役立ち情報を掲載しています。

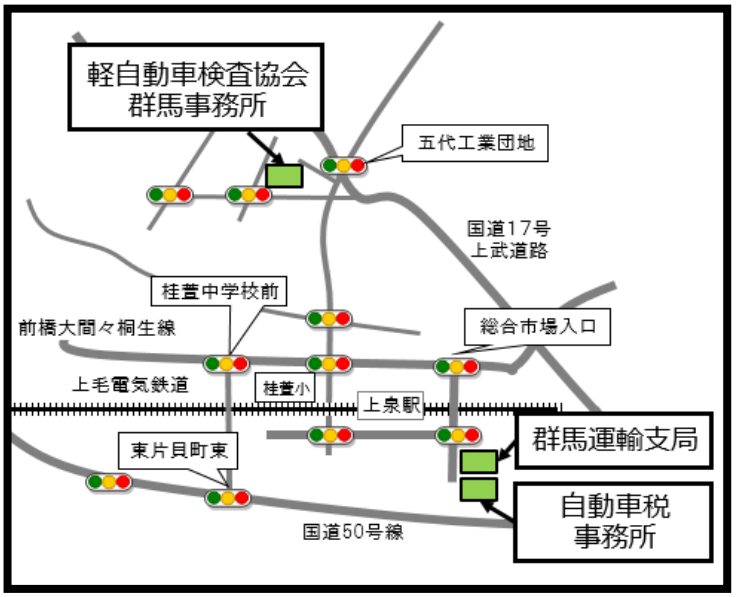


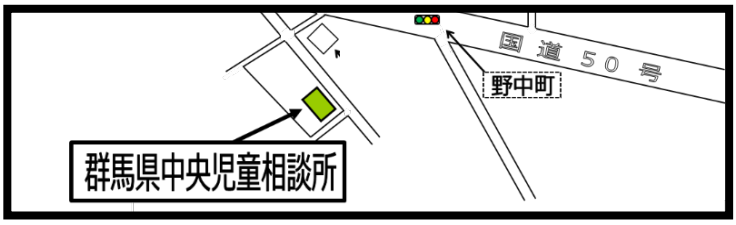
案　内　図

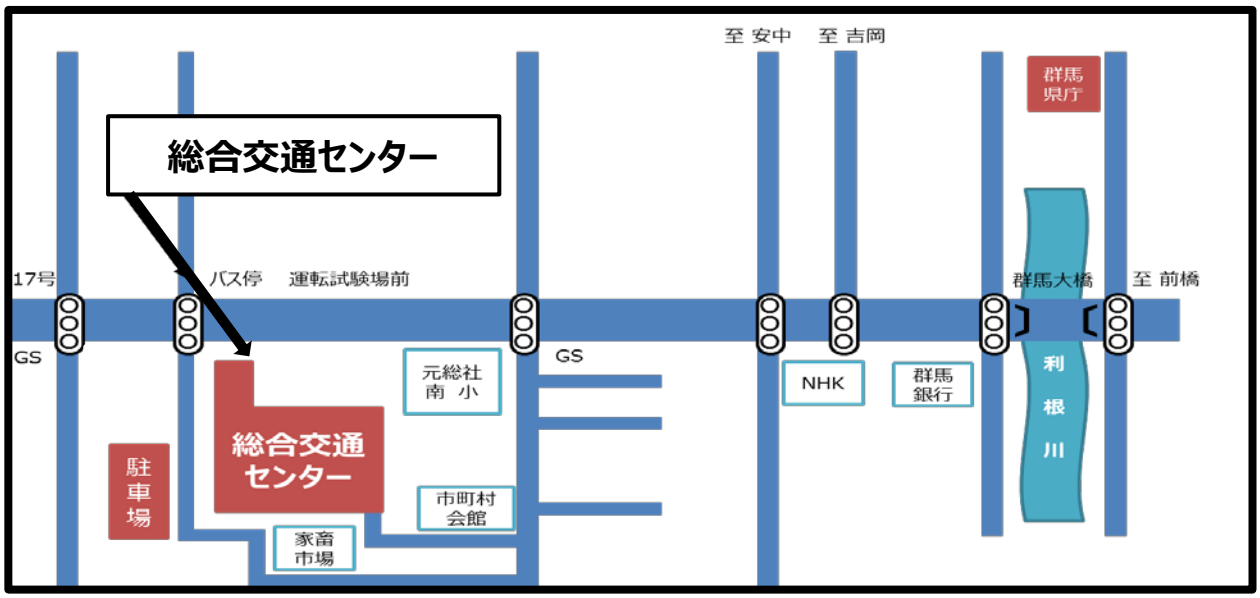

岩神町
大渡橋
利根川
前橋・箕郷線
広瀬川
群馬大学医学部附属病院
水道局
総合教育プラザ


東部バイパス
広瀬川
保健所・保健センター
公園
孔子頭寺
至県庁
国道50号
前橋市消防局
朝日町西
朝日町東

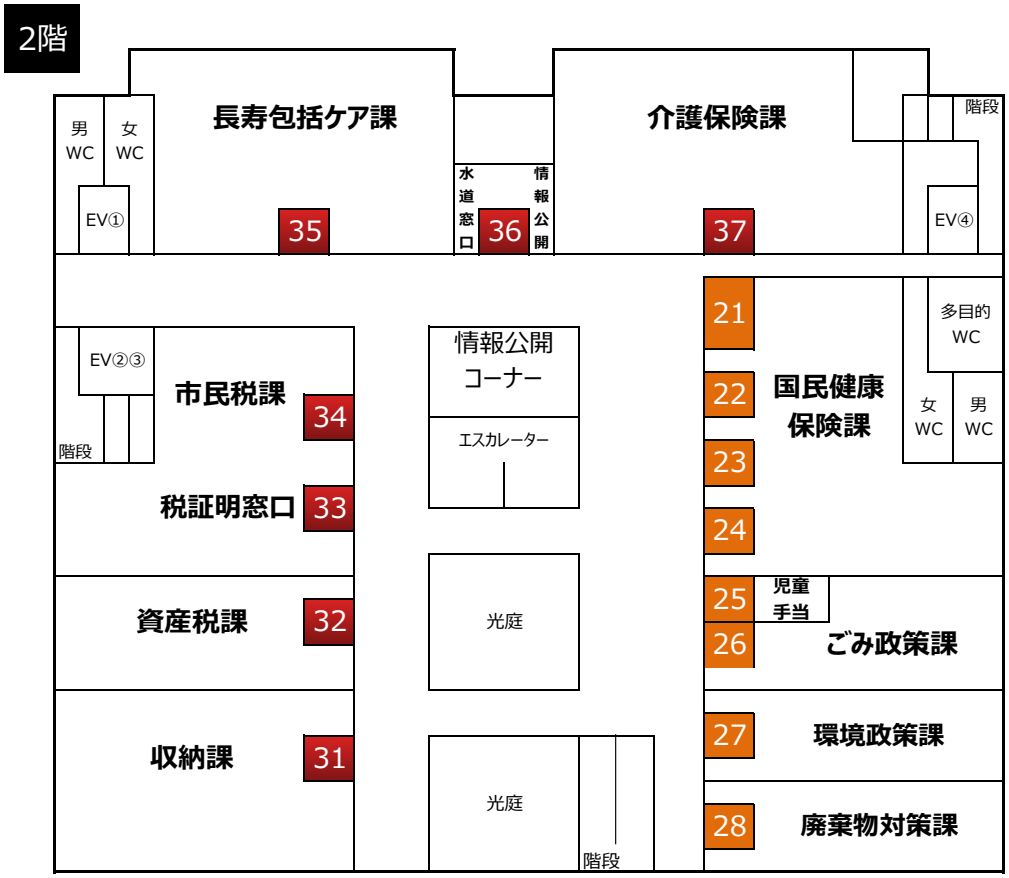

前橋家庭裁判所
前橋地方合同庁舎
（前橋地方法務局）
（前橋税務署）
至グリーンドーム
本県部警
県庁
群馬会館
県庁前大通り
県庁前
前橋市役所
議会庁舎

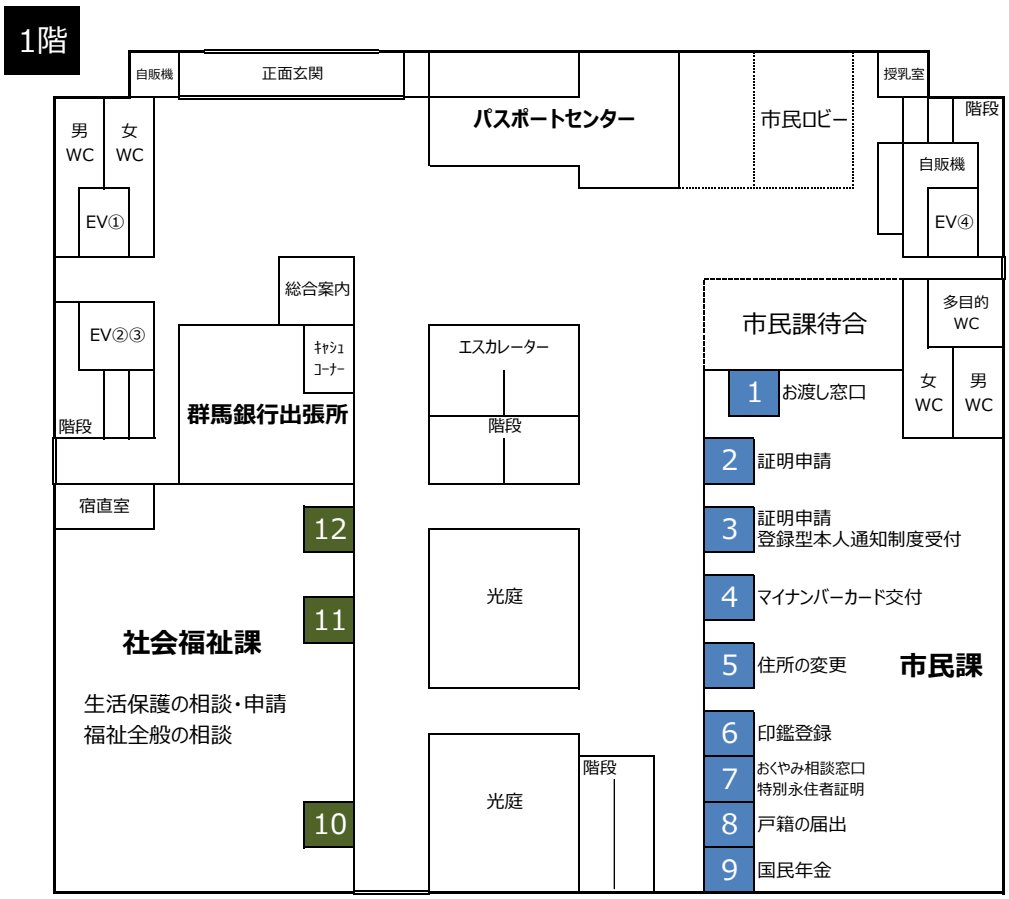

軽自動車検査協会
群馬事務所
五代工業団地
国道17号
上武道路
桂萱中学校前
前橋大間々桐生線
総合市場入口
上毛電気鉄道
桂萱小
上泉駅
東片貝町東
群馬運輸支局
自動車税
事務所
国道50号線


国道50号
野中町
群馬県中央児童相談所


至 安中
至 吉岡
群馬県庁
総合交通センター
17号
バス停
運転試験場前
群馬大橋
至 前橋
GS
GS
元総社南小
NHK
群馬銀行
利根川
駐車場
総合交通センター
市町村会館
家畜市場

前橋市役所　庁内案内図


2階
長寿包括ケア課
介護保険課
男WC
女WC
EV①
35
水道窓口
36
情報公開
37
階段
EV④
21
多目的WC
EV②③
市民税課
34
情報公開コーナー
22
国民健康保険課
女WC
男WC
階段
エスカレーター
23
税証明窓口
33
24
光庭
25
児童手当
資産税課
32
26
ごみ政策課
収納課
31
27
環境政策課
光庭
階段
28
廃棄物対策課


1階
自販機
正面玄関
パスポートセンター
市民ロビー
授乳室
階段
男WC
女WC
EV①
自販機
EV④
総合案内
市民課待合
多目的WC
EV②③
ｷｬｯｼｭｺｰﾅｰ
エスカレーター
1
お渡し窓口
女WC
男WC
階段
群馬銀行出張所
階段
2
証明申請
宿直室
12
3
証明申請
登録型本人通知制度受付
光庭
4
マイナンバーカード交付
11
社会福祉課
5
住所の変更
市民課
生活保護の相談・申請
福祉全般の相談
6
印鑑登録
光庭
階段
7
おくやみ相談窓口
特別永住者証明
10
8
戸籍の届出
9
国民年金